

沖縄県警察職員の定員に関する条例

発出年月日：昭和47年 5 月15日

文書番号：沖縄県条例第26号

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成29. 3 条例14

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の定員について定めるものとする。

(職員の定員)

第2条 職員の定員は、次のとおりとする。

(1) 警察官 2,771人

警視 106人

警部 220人

警部補及び巡査部長 1,604人

巡査 841人

(2) 警察官以外の職員 301人

2 上位の階級にある者の人員が、前項に規定する定員に満たない場合においては、当該満たない人員の範囲内において、当該定員を下位の階級の定員に流用することができる。

3 次に掲げる職員は、第1項に規定する職員の定員外にあるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされた職員

(2) 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第2条の規定により休職にされた職員

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

(4) 併任の職員

(5) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定により派遣された職員

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(7) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

4 前項の職員が、復職又は帰還した場合は、1年を超えない期間に限り、定員外とすることができる。

5 公安委員会は、第1項第2号に規定する職員の定員の細分を定めるものとする。
(定員の配分)

第3条 前条第1項に掲げる職員の内部配分は、公安委員会が定める。

附則省略